

# 「廃棄物処理依頼書」変更のお知らせ

## 4月1日から変更になります

領収書の再発行はできませんので大切に保管してください

令和8年4月1日

### 廃棄物処理依頼書

西秋川衛生組合（株式会社 たかお環境サービス）御中

西秋川衛生組合廃棄物処理に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき、次のとおり依頼します。

依頼者	住所	あきる野市高尾〇〇
	氏名	高尾 太郎
	電話番号	〇〇〇 ( △△△ ) ××××
	廃棄物の出所(住所、氏名) ※上記住所、氏名と同じ場合は記載不要です。	
	車両ナンバー	八王子 〇 ▽▽-〇〇
お持ちになった廃棄物の名称を記載してください。		
扇風機、布団		
係員記入欄		
・可燃ごみ      ・不燃ごみ      ・粗大ごみ		

以下の項目を確認いただき、□にチェックをお願いします。（同意いただけない場合は搬入をお断りさせていただきます。）

- ・ごみは係員の指示に従い、搬入者ご自身で所定の位置に降ろしていただきます。
- ・係員が必要と判断した場合は、お持ちになったごみを確認させていただきます。
- ・依頼書の内容と搬入されるごみの内容が異なる場合、又は搬入物が資源、有害ごみ、危険物その他処理不適物と係員が判断した場合は、持ち帰っていただくことがあります。
- ・構成市町村（あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）の区域内で発生したごみ以外は搬入できません。
- ・事業活動による廃棄物は搬入できません。確認のため、構成市町村清掃行政所管部署が現地訪問をさせていただく場合があります。
- ・西秋川衛生組合の計量器で計量した重量に基づき、手数料をお支払いいただきます。
- ・上記項目について事実と異なる申告をされた場合は、搬入をお断りさせていただきます場合があります。
- ・依頼書より得た個人情報は、依頼書に記載の目的以外には使用しません。

上記の項目に同意します。

署名欄 [ 高尾 太郎 ]

※係員記入欄 確認した証明書等□ 運転免許証 □ マイナンバーカード □ 健康保険証等  
□ その他 ( )

受付時間	:	受付番号		係員	(印) たかお環境サービス
------	---	------	--	----	---------------

これまで使用していた廃棄物処理依頼書は  
令和8年3月31日までとなり、4月1日以降は使用できません。  
4月1日以降に旧書式の依頼書をお持ちの方は  
新書式の依頼書に書き直していただきます。  
ご理解いただけますようお願いいたします。